

第2節 事務処理基準

第1 確認申請書等

特定行政庁若しくは建築主事（以下、「主事等」という。）又は指定確認検査機関から送付される許可申請書、確認申請書、計画変更確認申請書（以下、「確認申請書等」という。）は、次により取り扱うものとする。

1 確認申請書等の受領等

受領等は、次により行うものとする。

（1）受領場所

〒260-0854 千葉市中央区長洲1丁目2番1号 セーフティーちば4階
千葉市消防局予防部指導課

*担当係

建築第一係（中央区、緑区） TEL 043-202-1668

建築第二係（花見川区、稲毛区、若葉区、美浜区） TEL 043-202-1736

（2）受領方法

ア 主事等から送付される場合は、上記受領場所ですべて直接受領するものとする。

イ 指定確認検査機関から送付される場合は、直接受領、又は、郵便若しくは信書便業の許可を受けた事業者による信書便（以下、「信書便等」という。）により受領するものとする。

なお、信書便等による費用は、当該指定確認検査機関が負担するものとする。

（3）受領時間

月曜日から金曜日（年末年始及び祝日を除く。）までの8時30分から17時30分とする。

なお、上記時間外に受領した場合にあっては、受付日は翌開庁日とする。

（4）必要図書

消防同意依頼書、確認申請書、委任状（受領している場合のみ）、設計図書（防火に関する規定の審査に必要な図書）

（5）受付方法

同意規程第4条に基づき、確認申請書等の正本及び副本の第一面下部の余白に建築確認申請書等受付印を押印し、日付及び受付番号を記載するものとする。

（6）その他留意事項

ア 確認申請書等は、正本、副本の提出を求めるものとする。

イ 消防同意依頼書には、消防同意を依頼する機関の名称及び代表者の氏名、同意を依頼する旨、図書等の返却方法、担当者氏名及び連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）等を記載させるものとする。

ウ 図書に不備事項等があると認める場合は、電話等の手段によりその旨を通知し、補正を求めるものとする。この場合、不備が補正されるまでの間は受理を保留するものとする。

エ 確認申請書等の受付後における変更（図書の差し替えを含む。）は、原則として行わないものとする。

オ 市町村の境界上の建築物については、指定確認検査機関等と協議するものとする。

2 消防同意の期間の算定

- (1) 法第7条第2項に規定する3日又は7日の期間内とし、起算日については、図書を受理した日の翌日とする。
- (2) 消防同意の期間の終了日が土曜日、日曜日その他の閉庁日にあたる場合は、翌開庁日とする。
- (3) 消防同意の期間中に図書等の不備事項等ある場合は、通知した当日から図書等の不備事項が補正されるまでの間は同意期間から除くものとする。

3 消防同意における審査

消防同意における防火に関する規定の審査のうち、法第9条、第9条の2、第15条、第17条に関わる審査については次によるものとする。

また、消防同意における審査は、概略審査である旨を必要に応じて確認申請書等審査結果書（様式第3号）に明記すること。

(1) 法第9条関係

法第9条に規定する火を使用する設備、器具等については、条例第3条から第22条の2までの規定に適合していること。確認申請書等の添付図書に明示され、又は条例の定めるところにより設置する旨が記載されていれば支障のないものとし、詳細は条例第44条に規定する届出等により審査すること。

(2) 法第9条の2関係

法第9条の2に規定する住宅用防災機器については、条例第29条の2から第29条の6までの規定に適合していること。

(3) 法第15条関係

法第15条に規定する映写室については、危政令及び危省令に適合していることとし、必要に応じて予防部指導課危険物係に合議を得ること。

(4) 法第17条関係

ア 第1項及び第2項

法第17条第1項及び第2項に規定する消防用設備等については、別紙1「消防用設備等の種類に応じた審査範囲」に示す審査項目の内容が添付図書に明示されていることを確認し、詳細は法第17条の14に規定する工事整備対象設備等着工届出書又は条例第47条の2に規定する消防用設備等の工事計画届出書により審査すること。

イ 第3項

法第17条第3項に規定する特殊消防用設備等については、消防同意の時点において、同項の規定するところにより総務大臣の認定を受けたものにあつては設備等設置維持計画に基づき審査することとし、当該認定を受けていないものにあつては通常用いられる消防用設備等を設置するものとして前アにより審査すること。

ウ 令第29条の4

令第29条の4第1項に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等については、前アの例により審査することとする。

4 確認申請書等の審査における補正

- (1) 防火に関するものに不備事項等がある場合には、主事等又は指定確認検査機関等に電子メール等の手段によりその旨を通知するものとする。
- (2) 建築基準法施行規則第1条の3に規定される図書及び書類以外の参考資料の追加を必要とする場合は、不備の補正時に当該追加図書等の添付を求めるものとする。

5 消防同意の処理

(1) 同意する場合

同意規程第7条の規定に基づき消防同意通知書（別紙2）に必要な事項を記載し、確認申請書等の正本に添付して、当該副本とともに主事等又は指定確認検査機関へ通知するものとする。

また、同意規程第5条の規定に基づき確認申請書等の副本に消防用設備等関係通知書（別紙3）を添付するものとする。

(2) 不同意の場合

同意規程第8条の規定に基づき消防不同意通知書（別紙4）に必要な事項を記載し、確認申請書等の正本に添付して、当該副本とともに主事等又は指定確認検査機関へ通知するものとする。

6 確認申請書等の返却

(1) 返却場所

〒260-0854 千葉市中央区長洲1丁目2番1号 セーフティーちば4階
千葉市消防局予防部指導課

(2) 返却方法

ア 上記返却場所で直接返却

イ 信書便等により返却（指定確認検査機関に返却する場合に限る。）

(3) 留意事項

ア 指定確認検査機関の職員に直接返却する場合においては、身分証（当該指定確認検査機関の職員であることを証するもの）の持参を求めるものとする。

イ 信書以外の添付図面等については、対面での発送が可能であり紛失等のおそれのない郵便又は信書便以外の方法でも返却できるものとする。

ウ 信書便等により返却する場合は、住所、宛先等を記入した着払い伝票を貼付した返信用封筒を同封するよう求めるものとする。

なお、信書便等による費用は、当該指定確認検査機関が負担するものとする。

エ 図書等の不備の補正（追加・差替え等）により図書等が納まらない場合は、追加の返信用封筒等の送付を依頼するものとする。

7 電子申請

電子申請により受付する場合については、「第4 電子申請」に留意すること。

消防用設備等の種類に応じた審査範囲

消防用設備等の種類	審査項目
消火器具	設置位置
屋内消火栓設備 屋外消火栓設備	1 設置位置 2 配管（口径、材質等） 3 ポンプの設置位置、構造及び能力 4 水源水量
スプリンクラー設備 共同住宅用スプリンクラー設備	1 ヘッドの設置方法や種別等（全体としての設計思想を審査し、ヘッドの個々の審査は省略とする。） 2 送水口の位置 3 補助散水栓（ヘッドの設置を要しない部分の包含） 4 その他は屋内消火栓設備の2から4までに準じる。
水噴霧消火設備	1 設置位置（ヘッドの設置方法や種別などの確認を行う。ヘッドの個々の審査は省略とする。） 2 駐車場に設ける場合は排水設備の構造等 3 その他は屋内消火栓設備の2から4までに準じる。
泡消火設備 特定駐車場用泡消火設備	1 泡放出口の設置方法 2 移動式とする場合の開放性の条件 3 その他は屋内消火栓設備の1から4までに準じる。
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	1 設置位置（防護区画及びボンベ室を含む。） 2 消火設備選択の適合性 3 消火薬剤の貯蔵量及び設置位置 4 配管（口径、材質等） 5 移動式とする場合の開放性の条件
動力消防ポンプ設備	1 水源水量とその位置 2 動力消防ポンプの種別と設置位置
自動火災報知設備 共同住宅用自動火災報知設備 住戸用自動火災報知設備 ガス漏れ火災警報設備 漏電火災警報器 消防機関へ通報する火災報知設備 非常警報設備 共同住宅用非常警報設備 特定小規模施設用自動火災報知設備 複合型居住施設用自動火災報知設備	1 仕様又は概要 2 配線 3 感知器、スピーカーの設置方法や種別等（全体としての設計思想を審査する。感知器の個々の審査は省略とする。） 4 受信機、発信機、地区音響装置の位置等
避難器具	1 設置位置、設置方法 2 種類の適合性

誘導灯	1 設置位置 2 種別の適合性
消防用水	1 設置位置 2 水源水量 3 吸管投入口、採水口数及びその位置 4 加圧送水装置の位置、能力等
排煙設備 加圧防排煙設備	1 設置位置 2 ダクト系統 3 仕様
連結散水設備	1 設置位置 2 配管（口径、材質等） 3 送水口の位置 4 仕様
連結送水管 共同住宅用連結送水管	1 送水口及び放水口の位置 2 配管（口径、材質等） 3 ポンプの設置位置、構造及び能力 4 中間水槽
非常コンセント設備 共同住宅用非常コンセント設備	1 設置位置 2 配線
無線通信補助設備	1 保護箱の位置 2 仕様 3 その他は非常コンセント設備の1及び2に同じ。
非常電源	1 設置位置 2 配線 3 仕様
総合操作盤	1 設置位置 2 監視操作を行う設備の概要
パッケージ型消火設備 パッケージ型自動消火設備	1 設置位置 2 設置要件 3 仕様
フード等用簡易自動消火装置	設置位置

様式第4号

号
年 月 日

様

千葉市消防長

消防同意通知書

年 月 日付送付のあった下記の建築確認申請書等について、消防法(昭和23年7月24日法律第186号)第7条の規定に基づき、同意します。

記

1. 建 築 場 所 :
2. 名 称 :
3. 申 請 者 :
4. 用 途 : 消防法施行令 別表第1 第 項 ()
5. 規模・構造等 : 造 地上 階 地下 階 延べ面積 m²

【消防管理情報】

1. 受 付 年 月 日 : 年 月 日
2. 同 意 年 月 日 : 年 月 日
3. 同 意 番 号 : 号

【指定確認検査機関等管理情報】

1. 受 理 年 月 日 : 年 月 日
2. 指定確認検査機関等受付番号 : 第 号

様式第2号

消 防 用 設 備 等 関 係 通 知 書		
1 申請建物は、消防法第17条の規定により、次に記載の消防用設備等(特殊消防用設備等)の設置を必要とします。		
消 火 設 備		
警 報 設 備		
避 難 設 備		
消防用水及び消火活動上必要な施設		
非 常 電 源		
特殊消防用設備等・そ の 他		
(1) 申請建物は、 ☐ 消防法第8条の3の規定により、防災規制が必要となります。 ☐ 消防法第17条の3の2の規定により、消防機関の検査が必要ですので、消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置工事完了後4日以内に、消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書を提出してください。		
(2) 工事整備対象設備等着工届出書、消防設備等の工事計画届出書の提出及び設置工事に関する相談並びに検査等については、次に記載の消防機関で行ってください。		
※ 担当消防機関		
電話 F A X		
2 防火対象物使用開始(変更)届出書は、建物を使用する日の7日前までに まで提出してください。		
3 申請建物は、千葉市火災予防条例の規定により、次に記載の住宅用防災機器を設置する必要があります。		
4 申請建物は、千葉市火災予防条例の規定により、次に記載の届出書を提出する必要があります。		
千葉市火災予防条例の届出書の提出及び工事に関する相談並びに検査等については、次に記載の消防機関で行ってください。		
※ 担当消防機関		
電話 F A X		
建築主氏名	確認申請受付番号	棟番号

様式第5号

号
年 月 日

様

千葉市消防長

消防不同意通知書

年 月 日付送付のあった下記の建築確認申請書等については、次の事由により防火に関する規定に不適合事項が認められ、同意できないので通知します。

記

1. 建 築 場 所 :
2. 名 称 :
3. 申 請 者 :
4. 用 途 : 消防法施行令 別表第1 第 項 ()
5. 不 同 意 理 由 :

【消防管理情報】

1. 受 付 年 月 日 : 年 月 日
2. 不 同 意 年 月 日 : 年 月 日
3. 受 付 番 号 : 号

【指定確認検査機関等管理情報】

1. 受 理 年 月 日 : 年 月 日
2. 指定確認検査機関等受付番号 : 第 号